

決議案第 8 号

池島和行議員に対する議員辞職勧告について

岩見沢市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり決議案を提出する。

平成 27 年 9 月 14 日提出

提出者議員	上	田	久	司
賛成者議員	伊	澤	幸	信
〃	井	幡	修	一
〃	大	坂	龍	起
〃	太	田	博	之
〃	篠	原	藤	雄
〃	豊	岡	義	博
〃	平	野	義	文
〃	増	山	宣	之
〃	峯		泰	教
〃	山	田	靖	廣

岩見沢市議会議長 笹島 清一 様

池島和行議員に対する辞職勧告決議

池島和行議員の酒気帯び運転に対して、市議会の圧倒的多数によって、二度の議員辞職勧告決議が行われましたが、いまだそれを受け入れてはいただけず、誠に遺憾であります。

この間の池島議員の言動を見ていますと、会派に迷惑をかけたから会派を離脱する。後援会の理解が得られたから議員を続けるということが基本になっているようです。ここに大きな問題があると思います。

確かに当選のために、支持者や後援会員からの支持をいただきます。しかしながら当選後は、市民のための議員でなければなりません。一部の後援会員のためにだけ働くとしたら、それは偏った活動となります。その市民が、議員として活動することをよしとしていないのですから、その声を真摯に受け止めるべきです。

また、会派にも迷惑をかけたのかもしれませんが、一番は市議会の名誉を著しく失墜させたということです。これらへの反省がまったく見られません。

私たち市議会議員は、特別職の公務員として扱われており、通常の公務員よりさらに厳格に対応しなければなりません。一般の公務員でも懲戒処分にあたり処罰がされます。議会としての処罰ができないだけに、自らどのような責任をとるのが強く問われているのです。だからこそ、自分に対してより厳しい態度を取ることが必要です。後援会員に、進退をうかがうのではなく、自らのけじめをつけ、そのうえで、今後頑張りたいのでその時は引き続きご支援をとお願ひしていくのが筋ではないでしょうか。自らのことを、あたかも後援会が良しとしたからという後援会の責任のようにすることは認められません。

あらためて、市民と議会に与えた影響の大きさを考え、議会として市民への信頼回復を図るうえからも、岩見沢市議会は重ねて、池島和行議員が、自らの意思で、議員を辞職するよう強く求め、ここに決議する。

平成27年 9 月 日

岩見沢市議会